

公 告

下記のとおり一般競争入札最低価格落札方式を行うため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び桜井市契約規則（昭和44年規則第3号）第3条の規定に基づき公告します。

令和7年5月2日

桜井市長 松 井 正 剛

1. 入札件名

桜井市証明書自動交付サービス対応キオスク端末購入

2. 調達物品

桜井市証明書自動交付サービス対応キオスク端末 1台

※詳細については、別に定める仕様書のとおり

3. 納入期間

契約締結日から令和7年9月30日（火）まで

4. 納入場所

桜井市大字小夫3182番地の1 上之郷郵便局

5. 参加資格

次に掲げる要件を満たす事業者であること。

- (1) 参加表明書（ア）提出日から入札の日までの期間に、桜井市物品購入等の契約に関する入札参加停止措置要綱による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」という。）を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法【平成14年法律第154号】第17条第1項の規定により、更生手続き開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき、再生手続き開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。ただし、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続き開始の申し立てをしなかったもの又は申し立てがされなかったものとみなす。
- (4) 国税・奈良県税及び桜井市税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団および同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 桜井市暴力団排除条例（平成23年12月桜井市条例第21号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 本市の「令和7年度入札参加資格者名簿」において登録された事業者であり、仕様

のとおり本物品の導入及び保守業務を履行できる者であること。

- (8) 過去 3 年間に国・地方公共団体等に対して、証明書交付サービス対応キオスク端末の納入実績があること。

6. 参加表明書等の提出および入札参加資格等の確認結果

(1) 参加表明書等の提出

■ 提出書類：①参加表明書（様式ア）

②参加資格要件（8）を満たすことが確認できる書類一式
（任意様式）

※仕様書に記載の参考品と同等以上の納品を希望する場合は、あわせて「同等品扱い承認申請書」（様式 E）およびカタログ等

■ 提出期限：令和7年5月13日（火）16時必着 ※閉庁日を除く

■ 提出方法：持参または郵送

■ 提出場所：〒633-8585 桜井市大字栗殿 432 番地の 1 桜井市役所 1 階 市民課

■ 提出部数：1 部

(2) 入札参加資格等の確認結果

入札参加資格の有無および同等品承認の結果については、令和7年5月16日（金）にメールにより通知する。

7. 契約の締結および契約書作成の要否

- (1) 落札者と桜井市による物品売買契約の締結を要します。落札事業者は、桜井市契約規則第 23 条第 1 項の規定に基づき、落札の日から 5 日以内（特別の理由により必要のあると認めるときは指定する日まで）に契約を締結するものとします。
- (2) 市指定の契約書案はありません。落札決定後、仕様に基づいた契約書の作成をお願いします。ただし、内容については当市担当者と調整のうえ、決定してください。
- (3) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとします。
- (4) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。また、金額表記はアラビア数字を用いることとします。

8. 入開札の日時および場所

(1) 日 時：令和 7 年 5 月 27 日（火）14 時

(2) 場 所：〒633-8585

桜井市大字栗殿 432 番地の 1 桜井市役所 3 階 入札室

9. 入札保証金および契約保証金

- (1) 入札保証金
免除します。
- (2) 契約保証金
免除します。

10. 入札の無効

次に掲げる(1)～(9)のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この公告および入札説明書に示した競争入札参加資格のない者の入札
- (2) 指定の期日までに必要書類の提出がなかった者の入札
- (3) 指定の入札日時までに到達しなかった者の入札
- (4) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (5) 伝送をもって送付してきた入札
- (6) 入札書に記名押印を欠く入札
- (7) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (8) 同一入札者がなした同一事項についての 2 以上の入札
- (9) 入札に際して公正な入札の執行を妨害する行為があったと認められる入札
- (10) その他、入札に関する条件に違反した入札

11. 落札者の決定方法

- (1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、直ちに再度入札（2 回実施、計 3 回）を実施します。なお、再度入札を辞退する場合は、再度入札辞退届（様式 D）を提出してください。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 以上ある場合は、直ちに「くじ」で落札者を決定します。
- (4) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも極端に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札者の決定を留保する場合があります。
- (5) 再度（2 回目）の入札によっても予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づく手続きに準じて、最低の価格をもって有効な入札を行った者を相手として、随意契約を締結するための協議を行うことがありますので、その際には見積書を提出してください。

12. 入札に関する問い合わせ先

〒633-8585

桜井市大字栗殿 432 番地の 1

桜井市役所 市民課

電話：0744-42-9111（内線 2651）